

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 31 年 1 月 7 日付けで行った、法 5 条 1 項及び法施行規則 24 条 1 項の規定に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のとおり主張し、これらのことから本件処分の取消しを求めている。

前回の診断書により特別児童扶養手当が支給となり、本件診断書では同手当が不支給となっているが、2つの診断書を比較すると、症状が改善されたとする項目は皆無である。

認定基準によれば、「発達障害については、たとえ知能指数が高くても・・・日常生活に著しい制限を受けることに着目して認

定を行う。」とされているところ、本件診断書の「要注意度」の欄については「常に嚴重な注意を必要とする」と記載されている。

そうすると、本件処分は、認定基準の適用を誤った処分であるというべきである。

発達障害は、成長発達過程において当該年齢相応とされる対人能力や社会適合性からの乖離が障害なのであるから、本件児童については、年齢が上がっているにもかかわらず、現症に変化が見られないということは、即ち障害が進行したことになる。

以上のとおり、本件診断書の記載等から見ても、本件児童の症状が障害等級2級に当たることは明らかである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 7月22日	諮問
令和 元年 9月20日	審議（第37回第1部会）
令和 元年10月 2日	処分庁へ調査照会
令和 元年10月17日	審議（第38回第1部会）
令和 元年11月11日	処分庁から回答を収受
令和 元年11月15日	審議（第39回第1部会）
令和 元年12月16日	審議（第40回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した

結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法 3 条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法 5 条 1 項の規定に基づき知事の認定を受けた当該父母等に支給されるものであり、支給要件に該当する程度の「障害児」については、法 2 条 1 項において「20 歳未満であって、第 5 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とし、その状態については、同条 5 項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級及び 2 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」としている。

これを受けて、政令別表において各級の障害の状態を定めており、さらに、障害の各種別における障害程度の認定事務を実際に行うに当たってよるべき基準として、認定要領及び認定要領の別添 1 において「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められている。

- (2) 認定要領は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく、法定受託事務に係る処理基準であり、精神又は身体に障害を有する児童についての特別児童扶養手当支給事務の処理を遂行する上で、法の解釈及び運用指針として合理性を有するものと考えられる。
- (3) 認定要領 2・(4)は、障害の認定は、診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で適正な認定を行うとする。
- (4) 認定要領 2・(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととする。
- (5) 認定要領 2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定基

準により行うとする。そして、本件児童の障害の状態は、提出された本件診断書が様式第4号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第7節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

- (6) 精神の障害については、政令別表によれば、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級とする。そして、認定要領2・(3)は精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うとする。同2・(3)・イは政令別表における2級「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものとする。

また、認定要領2・(5)・イは、精神疾患（知的障害を含む。）については、原則として障害認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うとし、同2・(5)・ウにおいて、必要な場合には、同2・(5)・イの原則にかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこととされ、当該場合には、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めることとする。

- (7) さらに、認定基準第7節2において精神の障害が区分されているが、「発達障害」については、「たとえ知能指数が高くても

社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」こととされ（第7節2・E・(2)）、各等級に相当すると認められるものとして、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級と例示する（第7節2・E・(3)）。また、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」とされている（第7節2・E・(4)）。

2 これを本件処分についてみると、本件児童の障害の原因となった傷病名については、「注意欠陥多動性障害」であるとされているが（別紙1・1）、認定基準第7節2・E・(1)によると、「注意欠陥多動性障害」は発達障害に含まれるとされていることから、認定基準における第7節「精神の障害」のうち、「発達障害」（認定基準第7節2・E）に基づき、判定すべきこととなる。

(1) 本件診断書によれば、本件児童に係る「知能障害等」としては、「高次脳機能障害（注意障害、遂行機能障害及び社会的行動障害）」、「学習障害（読み、書き及び算数）」及び「その他（多動）」があるとされ、その程度・症状の欄には、「落差の激しいプロフィールを示し、知識を問われたりするパズル的問題はできても筆記して記憶するなどが極端に苦手で、例えば英単語をノート1冊書いても覚えられないなど学習に非常に困

難をきたしている。」とされ、偏りがあってもIQは111とされている（別紙1・7）。

「発達障害関連症状」としては、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」があるとされ、その程度・症状としては「診察場面では視線があわず発語も少ない。同席している母には殆んど興味を示さずイスをくるくる回して一人遊びしていてとりつくしまがない。」とあるが、それ以外の症状についての記載はなく、「H28.5月〇〇で施行したCAT（標準注意検査法）では、注意・選択・配分・転換性・持続性全ての領域でカットオフ値以下又は標準以下の成績となっている。」との記載にとどまっている（別紙1・8）。

「意識障害・てんかん」はないとされ（別紙1・9）、「精神症状」としては、「自閉」及び「不安」にとどまり、その程度・症状としては「将来に対する不安がつよい。夜、母起こして不安を訴え一緒の布団に入ってくる。」程度とされている（別紙1・10）。

「問題行動及び習癖」としては、「多動」及び「放火・弄火」があるとされるが、多動についての具体的なエピソードについての記載はなく、弄火については「ガスレンジをつけて忘れるため出火をおこしかける」とされているが故意とは認められず、頻度も不明である（別紙1・11及び13）。

「日常生活能力の程度」については、排泄は半介助、危険物は全く分からない、睡眠は時々不眠とされているが、食事（但し不規則で偏食著しい）、洗面、衣服（裏表前うしろがわからない）及び入浴はいずれも自立とされており、身の回りのことを行うのに全面的な援助が必要なものとは認められない。

そして、要注意度は、常に嚴重な注意を必要とする（別紙1・

14)とされ、「医学的総合判定」として「WISC-IVでは全検査IQに問題ないが、能力のぐらつき顕著であり、学習困難。昼夜逆転傾向。対人コミュニケーション学校では不可能。日常生活で火をつけて忘れてたびたび出火をおこしかけて非常に危険。身のことも充分できない。中等度知的障害と同等以上と認める。」(別紙1・15)とされている。

しかしながら、本児の障害の状態に係る現症の各記載について、前回有期認定に係る診断書と本件診断書とを比較すると、記載内容はほぼ同一であって、特段、悪化したとの記載は見受けられない。

これらのことからすると、日常生活の様々な場面及び本件児童の諸症状を総合的に判断しても、認定要領2・(3)・イが2級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」及び認定基準第7節2・E・(3)が2級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度に至っているものとは認められない。

したがって、本件診断書の記載から、本件児童の障害の程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」(1級)及び「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」(2級)の状態に至っているとは認められず、政令別表に定める障害等級は「非該当」と判断することが相当である。

(2) 以上のとおり、本件児童の障害の程度は、法に規定する障害

程度に該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、「知的障害については、正常域程度に保たれている（IQ111） 意識障害、精神症状、問題行動が少ない 基本的な日常生活能力がほぼ自立である」として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

(3) そうすると、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が本件児童に係る請求人の特別児童扶養手当の受給資格を喪失させた本件処分を違法又は不当ということはできない。

3 請求人は、前回診断書と本件診断書の記載はほぼ同じであるなどとして、本件処分は違法、不当であるとし、本件処分の取消しを求めている（第3）。

しかし、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、障害状況届とともに提出された診断書を基に、上記1のとおり、法、政令、認定要領及び認定基準等により行うものであるところ、本件診断書から判断すると、本件児童の障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断するのが相当であることは、上記2のとおりであり、また、前回有期認定通知書に添付された資料における審査医のコメント（現在の障害状況と同程度である場合であっても、次回有期更新時には非該当となる可能性を指摘する内容）からすると、本件児童の障害の程度について適正を期するため、期間を置いた上、改めて判断した結果であることから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

したがって、上記請求人の主張は採用することができないと言わざるを得ない。

また、請求人は、令和元年6月22日付けの反論書（以下「反論書」という。）において、以下の主張をしている。

審査医はコメントで「知的障害」「意識障害」が認められないとしているが、この項目がないのが発達障害であり、審査医のコ

メントは的外れである。

処分庁は、令和元年5月31日付けの弁明書（以下「弁明書」という。）で、「『2018年の診断書では障害の状態ではないとされている』のを争う」と主張しているのだから、本件診断書で本件児童が障害の状態にあることを認めている。

弁明書において、「同時期に長女も非該当になっている」と記載しているが、当該事実とは無関係である。

当審査会において、請求人の上記主張に関し、行政不服審査法74条に基づく調査を行った結果、処分庁から以下の回答を得た。

精神の障害の程度については、認定基準第7節1において、「認定に当たっては、具体的な日常生活状況等の生活上の困難を判断するとともに、その原因及び経過を考慮する」とあり、知能指数及び諸症状等、診断書全般を読み取り、発達障害関連症状がどの程度あり、認定要領及び認定基準等に該当する程度かどうか判断している。本件児童については、知能指数が正常域程度でありながらも、日常生活においては、困難が伺えるものではあるが、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とまではいえないことを確認しているものである。

弁明書において、「『2018年の診断書では障害の状態ではないとされているが、』については争う。」と述べたのは、本件児童の診断書を総合的に判断した結果、障害があることは認めつつも、特別児童扶養手当の支給要件に該当する程度の「障害児」の状態には該当していないと判断したものである。

処分庁の上記回答は、その内容に照らして、合理的なものと認められることから、反論書における請求人の主張は、採用することができない。

なお、弁明書における請求人の長女に係る記載については、処

分庁は、「本件児童の判定に影響を及ぼすものではないので、該当部分を削除する」と回答していることから、当該記載については、本審査会の調査審議の対象とはしない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び2 (略)